

「改正健康増進法」（2018年成立）ができる前と後

〇〇大学〇学部〇学科〇年
氏名（学籍番号）

はじめに

望まない受動喫煙を防止するために、平成30（2018）年7月に「健康増進法」の一部を改正する法律（以下、「改正健康増進法」と記す）が成立し、平成31（2019）年1月24日と7月1日に段階的に一部施行され、令和1（2020）年4月1日より全面施行された。私の家の最寄りの駅にあった喫煙コーナーもこの時に廃止され、コンビニエンスストアの前にあった灰皿も撤去された。このような身近な目に見える変化の他にも様々な変化が起きていると考えられる。この制度の内容を調べ、この法律が施行される前と後で、社会がどのように変化したのかを考えたい。

以下、調査し報告する。

目次

はじめに

1. 「改正健康増進法」とは
2. 「改正健康増進法」施行前
3. 「改正健康増進法」施行後
4. 変化について考えたことおわりに

注および参考資料

1. 「改正健康増進法」とは

1-1 「改正健康増進法」概要

平成30年7月に成立した「改正法」では、受動喫煙を防ぐために、多くの施設において、原則「敷地内禁煙」「屋内禁煙」が義務化され、喫煙室にも設置基準に違反した場合の罰則が設けられた。この法の施行にともない、全国各地で地域の状況に合わせた条例が施行された。その1つ、東京都の「東京都受動喫煙防止条例」は、この「改正法」よりさらに厳しい基準を定めたものである。

1-2 「改正健康増進法」成立までの経緯

明治37（1904）年に「煙草専売法」が施行され、国の税金を確保する目的で、国がたばこの製造・販売を管理してきた。昭和60（1985）年に「日本たばこ産業」に民営化された。昭和55（1980）年に弁護士・学者らで組織された「嫌煙権確立を目指す法律家の会」が「嫌煙権訴訟」（日本初の非喫煙者の権利を主張する民事訴訟）を起こし、敗訴するものの公共施設の分煙や禁煙化が進むようになった¹。昭和62（1987）年の国鉄民営化後、列車内や駅構内の禁煙・分煙が段階的に進み、航空機内でも、1990

年代末には全面禁煙がほぼ達成されている。こうした状況の中で、未成年の喫煙問題、健康被害、喫煙マナー問題などへの様々な取り組みが強化されていった。

平成8（1996）年に旧厚生省は「公共の場所における分煙の在り方検討会報告書」に、非喫煙者を受動喫煙の害から保護するためのガイドラインを公表し、旧労働省は「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をまとめた。

平成14（2002）年には「健康増進法」が公布され、厚生労働省が「分煙効果判定基準策定検討会報告書」を公表し、受動喫煙対策についての初めての数値評価基準を示した。これにともない各自治体も独自の条例を設け対策を強化しはじめた。

2. 「改正健康増進法」施行前

2-1 1980年代前半まで

長い間、飲食店の席には灰皿があるのが当たり前で、列車の車両のほとんどで喫煙でき、航空機内でも禁煙サイン消灯時に喫煙できた。公共の場、職場での喫煙も、教師が教室でたばこを吸うことも容認されていた。

2-2 1980年代後半以降

受動喫煙についての意識が次第に高まり、分煙化、禁煙化も進んだ。平成10（1998）年の学習指導要領の改訂では、小学校「体育」に、それまでの喫煙防止に加えて受動喫煙の問題に関する指導も盛り込まれた。平成13（2001）年、日本で最初に、和歌山県で「学校敷地内全面禁煙」が定められ、その後、しだいに教育現場に浸透していった。

たばこの広告に関しても、平成16（2004）年から、電車・バスなどの公共交通機関への広告の掲出の禁止、新聞・雑誌への広告規制、平成17（2005）年には屋外広告の禁止、と徐々に制限された。

しかし、路上喫煙、歩きたばこの問題は、しばしば取り上げられ、対策が打ち出されるものの、喫煙者の良識やマナーに呼び掛けるだけであるため、規制する力は弱かった。

3. 「改正健康増進法」施行後

「改正健康増進法」が全面施行されると、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが、マナーからルールへと変わった。

義務違反時の指導・命令・罰則の適用が明記され、コンビニエンスストアの屋外や、公園、バス停などから灰皿がなくなった。また、喫煙目的施設、喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準と、その整備のための補助金や税制優遇などが設けられたことで、煙の流出しない喫煙所が次々と新設された。飲食店では禁煙、完全分煙が徹底された。

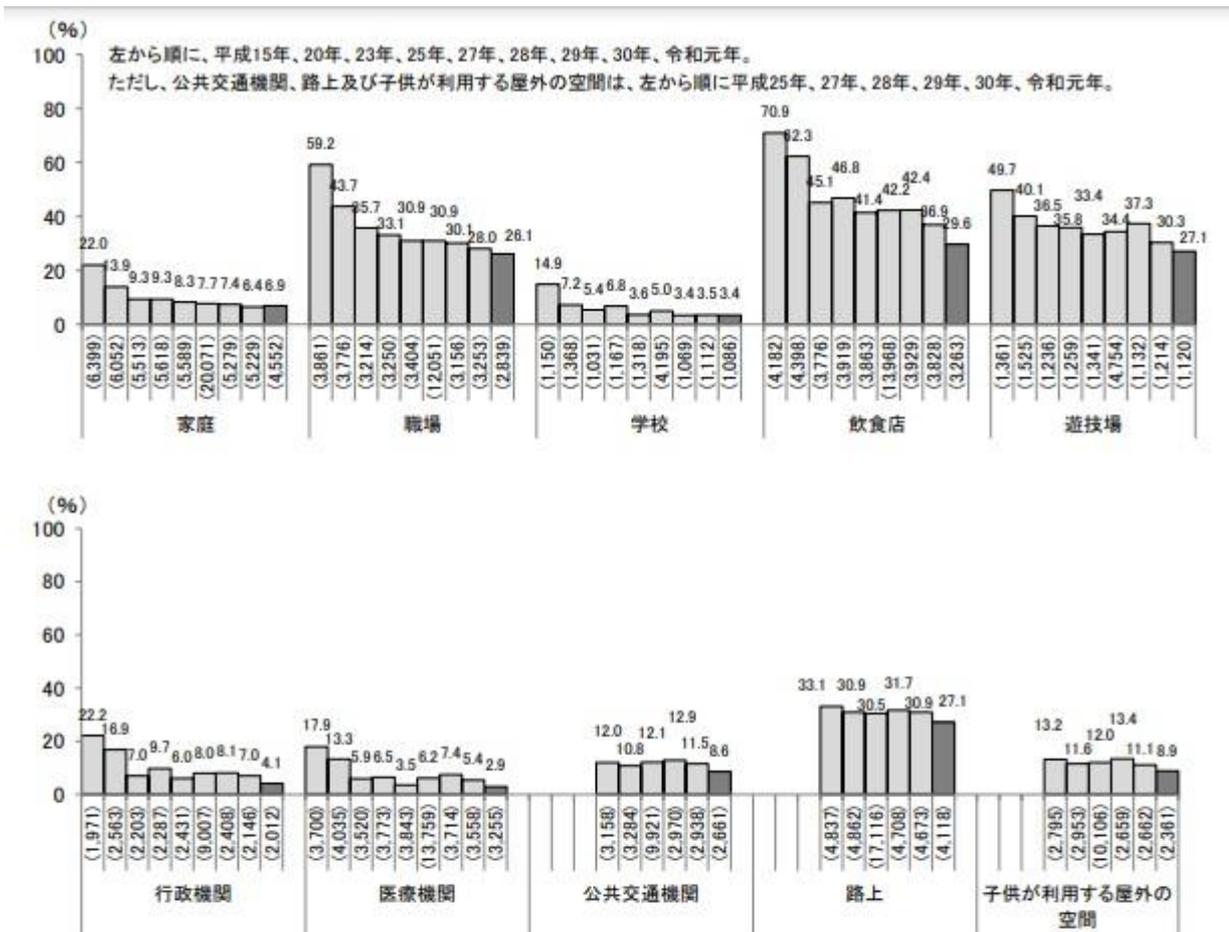
街中で、歩きたばこをする人を見ることも減り、かつて屋外喫煙所があった駅前などには「分煙コンテナ」や「パーテーション型喫煙所」が設置されるケースも増えた。

渋谷区では平成31年に、従来の「渋谷区分煙ルール」に加え「渋谷区喫煙ルール」を新たに定めた。ハチ公前と並ぶ人気の待ち合わせ場所であるモヤイ像前に、集塵脱臭装置を備えた「分煙コンテナ」が

設置された。路面表示や指導員による注意・過料徴収、美化活動の強化を通して、「非喫煙者の立場に立った環境整備」が促進されている。

以下は、厚生労働省（健康局健康課）がまとめた、令和元年 11 月に実施された「国民健康・栄養調査」の結果ⁱⁱである。この、「自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者の割合の年次比較（20 歳以上、男女計、現在喫煙者を除く）」から、受動喫煙の機会が減少していることがわかる。

図 政府統計 令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要 自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者の割合の年次比較（20 歳以上、男女計、現在喫煙者を除く）



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

※「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭：毎日受動喫煙の機会を有する者、その他：月1回以上受動喫煙の機会を有する者。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。

※屋内・屋外等、受動喫煙が生じた場所や場面は不明。

(参考)「健康日本21(第二次)」の目標
望まない受動喫煙のない社会の実現

4. 変化について考えたこと

国の「改正健康増進法」や東京都の「東京都受動喫煙防止条例」が施行されたことによって、喫煙者や喫煙可能店舗や施設の良心やマナーに頼っていた受動喫煙対策が、罰則をとまなう、より明確なものとなった。昔は街のあらゆるところで喫煙する人々を目にしたが、今後、公共の場で見かける機会はどんどん減っていく可能性もある。子どもたちがこのような環境で育つことは、彼らが成人した時の喫煙率にも影響を及ぼし、喫煙率はさらに下がって行くと考えられる。

おわりに

「改正健康増進法」および「受動喫煙防止条例」の施行は、街の景観や人々の意識を大きく変えた。健康寿命をのばす、能動・受動喫煙にまつわる超過医療費を削減することにもつながるだろうⁱⁱⁱ。しかし、この2年間の急激な社会の変化について行けない人もいる。マナーを守って喫煙していた人たち、ストレスを緩和する嗜好品としてたばこを愛好していた人たちの中には、急激すぎる変化にとまどう人も多いただろう。また、たばこに関する税は合計で販売価格の60%にあたり、喫煙者の減少は税収の減少にもつながる。今後、どのように社会が変化して行くか、関心を持ち続けていきたい。

ⁱ 笹田栄司（1997）「他人のタバコの煙は吸いたくない 嫌煙権訴訟」棟居快行他『基本的人権の事件簿（初版）』（有斐閣）

ⁱⁱ 「政府統計 令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要 自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）を有する者の割合の年次比較（20歳以上、男女計、現在喫煙者を除く）」厚生労働省
〈<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000687163.pdf>〉 20××年×月×日参照

ⁱⁱⁱ 「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」厚生労働科学研究成果データベース
〈<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201709004A>〉 20××年×月×日参照